

八〇 既しては自由を存すべし
 今迄かま一政をよるを事 激令し 概 本
 をあすやと 争ひ

一〇 七 年 一 部 修 正 案 一
 の 法 一 七

(協 調 會 勞 働 課)

決 議
 左記要綱を具備せ 労働組合法の制定を要求し日本労働組合會議に社會大衆黨と協力しその實現を期す。
労働組合法要綱
 一 本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善及其他被労働者の共同利益の保護増進を目的とする被労働者の團體又はその聯合をいふ。
 二 本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添え、主たる事務所所在地の地方長官に届出ることとす。
 三 労働組合同規約には左の事項を記載することを要す
 (一) 名稱、(二) 目的、(三) 主たる事務所、(四) 組合員の加入脱退に関する規定、(五) 組合の大會其他の會議に関する規定、(六) 組合の執行機關並に其他役員候補資格及任免に関する規定、(七) 加入金及び組合費並びに會計に関する規定、(八) 組合規約の變更に関する規定、(九) 組合の聯合及合併に関する規定。
 四 労働組合並びに其事業に對しては附税を賦課せず

五 労働組合は労働争議につき役員が他人に加へたる損害を賠償する責に任せず
 六 雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て被労働者を解雇する事を得ず雇主又はその代理人は被労働者を労働組合に加入せざることを得ず。
 七 労働組合が雇主又はその團體と労働協約を締結したる場合に於て之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無効とす。
 八 労働組合の役員又は組合員は労働争議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威等の行為を以て若しくは賠償をなしたるの故を以て懲罰せらるることなし。
 九 労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行為に關し法定代理人の同意又は夫の許可を要せず。
 十 労働組合は司法裁判所の判決を経るに非ざれば解散することなし。
 十一 地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたる時は警告を發し若し應ぜざる場合はその取消變更を裁判所に出訴することを要す。
 十二 六に違反したる雇主又は代理人は六月以上三ヶ年以下の懲役に處す。